

IGのLOI標準書式改訂版 (IG Proforma Letters of Indemnity Review)

はじめに

IGのB/L委員会(以下「委員会」)は、以下の状況で使用が推奨される補償状(以下「LOI」)の標準書式一式について見直しを行いました。

- B/L原本の呈示なしでの貨物の引渡し
- B/Lに記載されている港以外での貨物の引渡し
- B/Lに記載されている港以外での、B/L原本の呈示なしでの貨物の引渡し

見直し作業では、過去に発行された書式に対する数々の意見のほか、BIMCOとの連携の下、貿易業者や傭船者から得られた情報が大いに役立ちました。また、文言の最終決定においては元海事裁判官の意見も取り入れています。2009年には、Bremen Max号事件の判決を受けて文言に何点か修正を加えましたが、全面的に見直すのはかなり久しぶりのように思われます。

見直し作業では忌憚のない意見を交わし、文言をすべて書き換える可能性も排除しませんでした。一部のコメントーターからは内容を大幅に変更してはどうかという提案があった一方、委員会における議論では参加者から、LOIの一般的な扱い方(例えば、1枚のLOIにLOIチェーンの全当事者が署名しているなど)に関して手続きを変更する提案がなされました。しかしちょうどその頃、英国高等法院がLOIの文言とその文言の実行をめぐる問題について詳しく検討しており、Miracle Hope号で輸送された7,600万ドル分の貨物の引渡しに際して発行されたLOIについて、LOIチェーンで発生した紛争に関して一連の判決を下しました。委員会はこの判決を見て、現行の文言に基本的に欠陥はないことに安堵し、内容や書式、現行のLOI書式に対して現在業界で用いられている対应手順を大幅に変えてしまえば逆に法律的に不透明になってしまい、失うもののほうが大きくなる可能性があるかと判断しました(この判断については、相談役である元裁判官からも支持を得ています)。その結果、新しい書式は旧版を基に改訂する形となりました。

概説

3種類のLOIは、必要最低限の違いはもちろんありますが、中身の条項はいずれも同じです。そのため、修正は3種類すべてで行われました。各LOIの導入部の段落は、文書の流れを良くするためにさらに細かく段落分けをした一方、LOIごとの要請内容は引き続き反映させました。

LOIの文言をめぐる紛争が起き、裁判にまでなるというケースは比較的少ないとはいえ、LOIが(通常は)船主とLOIを発行する当事者との契約であり、金額にして莫大な価値を秘めているという事実を軽んじてはいけません。基本的には何事も起きませんが、もし問題が発生すれば、本船を差し押さえられて、船主は、LOIの発行者に書面の条項を履行させるべく裁判の手続きに入ることを迫られる可能性もあります。こうした問題は国際貿易ではどうしても避けられないものではありませんが、LOIというのは、船主と発行者の双方が大きな重みを感じて取り扱うべきものです。

そのため今回の改訂では、LOIの受領者に対し、締結しようとしているLOI契約が非常に高額になる可能性があること、LOIを提供する当事者の信用度を考慮する必要があることを注意喚起するために、書式自体に初めて注釈が追加されました。B/L原本の呈示なしに貨物を引き渡すとP&Iカバーに重大な影響が生じる可能性があることも強調されています。

また今回の改訂では、さまざまな理由から、準拠法と裁判管轄を引き続き英国としました。詳しくは注釈をご覧ください。

銀行がLOIに連署することはまれである(仮に銀行保証が付く場合でも、専ら銀行独自の文言が使用されます)と委員会は認識していますが、連署用の標準文言については、連署するかどうか銀行が検討するポイントを示したひな型になるのではないかという理由から、残しておくべきと考えました。連署用の文言自体に大幅な修正はありません。

解説

以下の解説は、推奨文言について行われた修正やその他の決定の背景にある委員会の意図を説明するために作成したものです。委員会は、B/L原本の呈示なしでの貨物の引渡しに関する補償を中心に見直しを進めましたが、B/Lに記載されている港以外での貨物の引渡しに関する補償についても同様の修正がなされています。

概要

IGが推奨する基本的なLOIは、「B/L原本の呈示なしでの貨物の引渡し」、「B/Lに記載されている港以外での貨物の引渡し」、「B/Lに記載されている港以外での、B/L原本の呈示なしでの貨物の引渡し」の3種類です。各LOIには、銀行が連署する場合の条項を追加した版も存在します。前文(各ケースにおける運送人への要請を大まかに記述している部分)を除き、各LOIの運用規定と銀行による連署用の文言はいずれも同じです。そのため、各LOIの運用規定には同じ修正が加えられました。銀行による連署用の文言に大幅な修正はありません。委員会のこれまでの経験では、銀行がLOIに連署することはめったにありません(仮に銀行保証が付く場合でも、銀行独自の文言が使用されるのが一般的です)。しかし委員会は、連署用の文言一式について、当該文言が使用される場合に備えるため、また、銀行から提供される文言と比較するひな型とするためにも、残しておく価値があると考えました。

前置き注釈

LOIの受領者に対し、締結しようとしているLOI契約が非常に高額になる可能性があること、LOIを提供する当事者の信用度を考慮する必要があること、B/L原本の呈示なしに貨物を引き渡すとP&Iカバーに重大な影響が生じる可能性があることを注意喚起するために、注釈が追加されました。

船舶、港、貨物、B/Lの詳細

追加情報を挿入するための見出しが追加されました。こうした修正/追加を行った意図は、LOIの対象となるB/Lと貨物を完全に明確にすることにあります。

導入部の段落

文書の流れを良くするため、旧LOI書式の第1段落(1文で構成)が2つの段落に分割されました。1段落目にはB/Lの現在の状況が、2段落目には要請の内容が書かれています。旧版の「B/Lが到着していない」という表現は、「現在B/Lを呈示できない」という表現に変更されました。この表現にすることで、貨物と引き換えるためのB/Lを呈示できない多くの理由と、荷受人が満たすことができない特定の要件をより正確に網羅できるようになります。

分割して作られた第2段落にも変更が加えられました。引渡し依頼者が指名した人物/会社(または、引渡し依頼者が指名した人物/会社であると合理的に考えられる人物/会社)に貨物を引き渡すという要求については旧版から変更はありません。運送人としては、引渡し時に確認できるよう、LOI上に具体的な人物名とその人物の詳細を記載することを望むかもしれませんが、運送人を最大限保護するために、この書式では幅のある文言をあえて残しています。また、引渡し相手となる当事者の地位を表明/保証する文言が追加されましたが、これは、引渡し依頼者による誓約を強化し、依頼者の言葉の本質を明確化することを目的としたものです。

各条項

第1項 - 変更なし。

第2項 - 変更なし。この条項は大きな影響を与える可能性があります。2020年のMiracle Hope号に関する訴訟では、応訴に必要となる多額の資金を提供するよう引渡し依頼者に求める命令が下されています。

第3項 - 解釈しやすいよう3つの項目に分割されたほか、修正が何点か行われました。LOIの受領者が所有または支配する船舶または財産がある場合、担保などを提供する明示的な義務が追加されました。これにより、例えば、LOIチェーンの一部として傭船者がLOIを受領し、その傭船者の所有船(またはその傭船者が傭船した船舶)が担保として差し押さえられた場合、その傭船者は、差し押さえられた船舶に積まれた貨物を輸送する船主と同じ立場になります。

担保の提供義務は、(a)項ではあえて無制限に残されています。LOIの受領者が船舶解放のために担保を提供した場合、その担保の金額が差し押さえられた船舶の船価を上回っていたとしても、LOIに基づいてその担保に代わるものを提供する(または逆担保を提供するなど)義務があることを明確にする文言が追加されました。例えば、LOIの受領者にとって、自らの船舶や財産がこれ以上妨害されないようにするためにはとにかく担保を提供することが適切であった場合、その担保の額が貨物を輸送した船舶または後日差し押さえられた船舶の船価を超えているかどうかにかかわらず、LOIの受領者が不利益を被ることがあってはなりません。追加の文言はこうした点に対応するためのものです。

第4項 - ばら積み貨物用施設(液体貨物用か乾貨物用かを問わない)での引渡しに関する文言が修正され、(a) 荷揚げが行われた貨物が大量の貨物に取り込まれ、その貨物を再び特定することが事実上不可能となった場合、および(b) 荷受人自身への引渡しが行われていない場合(貨物が石油貯蔵施設やサイロなどの運営者に物理的に引き渡されてしまったなど)であっても、所定の人物への引渡しが行われたと見なされることが明確にされました。

第5項 - 修正が行われ、LOIに基づく義務は、貨物が引き渡された当事者のもとにB/Lが最終的に到達した場合にのみ終了し、履行されることが明確にされました。

第6項 - 変更なし。

第7項 - LOIに基づく執行や紛争を英国裁判所の専属管轄権に委ねるよう修正されました。この条項をめぐる幅広い議論が交わされ、傭船契約の準拠法・裁判管轄条項に合わせる、準拠法・裁判管轄の選択は当事者間の交渉に委ねるといった選択肢も検討されましたが、さまざまな理由から、引き続き英国法を準拠法とすることになりました。具体的には、高等法院が広範な差止命令発動権を有していること、手続きの統合権限を有していること、LOIの紛争処理に関する経験が豊富であること、契約(第三者の権利)法 [The Contracts (Rights of Third Parties) Act] を利用できることが挙げられます。また、標準書式に具体的な選択肢を含めることで、LOIチェーンで同じ準拠法・裁判管轄の採用を促し、LOIチェーンの上流から下流まで執行しやすくなるという利点もあります。

署名規定と注釈

署名規定にも若干の修正が加えられました。これは、LOIに署名する人物を明確に特定することが目的です。また注釈も追加し、署名する人物を特定することの重要性だけでなく、その署名者が当該会社を一連の厳格な条件に拘束し多額の金銭的負担を負わせられる立場にあるのか、時間を掛けて検討することも重要だと強調しています。こうした注釈を入れることで、署名者は当該会社を拘束する権限を持たないためLOIは無効である、という主張を展開される余地を狭められるはずですが。

銀行が LOI に参加することに同意する文言

銀行が LOI に関与する場合は、一般的に独自の文言を使用することに固執しますが、新しい LOI 標準書式でも銀行保証に関する文言はそのまま残しました。唯一の修正点は第 2 項 (補償文言本体の第 3 項 (b) の規定を反映したものです。これは、旧版の銀行用文言にはなかったもので、銀行は LOI 要請者と同じ状況で対応する必要がないという議論を封じることを目的としています。

以上
(翻訳)ブリタニヤ・ヨーロッパ日本支店

本Circularは英文の日本語訳です。齟齬がある場合は英文の内容を優先下さるようお願い申し上げます。